

第5号様式（証人等調書）

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/>		裁判所書記官印
<input checked="" type="checkbox"/> 調書 (この調書は、第 13 回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成 17 年 (ワ) 第 14143 号 (第1事件) 平成 17 年 (ワ) 第 24104 号 (第2事件) 平成 19 年 (ワ) 第 6821 号 (第3事件)	
期日	平成 19 年 9 月 21 日 午後 1 時 30 分	
氏名	マリック・ベルカンヌ	
年齢	48歳	
住所		
	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳述の要領		
別紙反訳書記載（通訳人南學眞由が通訳した陳述部分は通訳人を介して行った旨の記載部分）の とおり		
以 上		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

Serment

りょうしん したが
良心に従って、 真実を述べ、

Je jure, selon ma conscience, de dire toute la vérité,

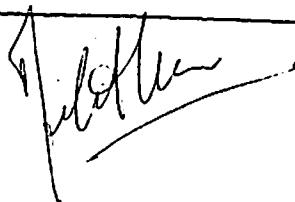
なにごと かく いつわ の
何事も隠さず、 偽りを述べない

de ne rien dissimuler et de ne pas faire de fausse déclaration.

ことを誓います。

MALIK BERKANE

(nom et prénoms)



原告代理人（新谷）

甲第27号証（陳述書（マリックベルカンヌ））を示す

こちらの日本語で書かれた文章ですが、冒頭に横文字のサインがございますね。

はい。

これは、あなたのサインですか。

はい、私のサインです。

この日本語は、あなた自身がお書きになったんですか。

いや、それは違います。和訳されたものです。

この文章をどうやってつくったか、説明してもらえますか。

それは、弁護士さんと相談をしながら書いたものですね。

原稿は、基本的にはあなたが考えて書いたということでよろしいですか。

はい、そうです。

あなたの原稿は、フランス語で書いたということですね。

そうだと思います。はつきりと覚えてないんですけど。

これは間違いなく、あなたの原稿を日本語に直したというもので間違いないですね。

ええ、そうです。

甲第44号証（陳述書（マリック・ベルカンヌ））を示す

ここにあるのも、あなたのサインですか。

はい、そうです。

この文章の作成も、今と同様に行ったということで間違いないですね。

ええ、そうです。

甲第27号証（陳述書（マリックベルカンヌ））を示す

これによりますと、この文書作成当時、あなたはもう24年間日本にいらしたということで、もう今となっては26年ぐらい日本にいらっしゃるんです

ね。

そうですね、はい。

どんないきさつから日本に来るようになつたんですか。

最初は勉強のために日本に来たんですけども。

何の勉強ですか。

日本語と、その頃武道をやってたんですね。その武道を練習するためにも来たんですけども。

日本に興味を持たれたきっかけというのは、何かあるんですか。

一番最初は、やっぱり武道ですね。

合気道か何かですか。

そうです。合気道です。

もう30年近く日本に住んでるんですね。

はい。

フランスに帰られることはありますか。

ありますよ。年に2回か、多いときは3回も帰ってるんですね。

基本的には日本にいる時間のほうが長いんですね。

ええ、長いです。全然長いです。

日本にこのように長く住むようになったのは、どういったところがあつたんでしょうか。

いろんなことがあつたんですけども、昔ある学校に勤めていたんですね。それで、その学校が急に閉まることになって、それでもう何百人の生徒さんが、一応自分の学校がなくなったから学校をつくってくださいという依頼がありまして、一応そういうつながりで学校をつくったんですね。

それは、あなたが日本に来た後に、フランス語学校があつたんですね。

そうですね、ええ。

日本にあったフランス語学校が閉鎖されることになったと。

はい、そうです。

その生徒さんをあなたが教えるようになったということですね。

そうです、はい。既に教えたんですけれども、それはもう個人の学校、
自分の学校をつくって、それでその生徒さんたちに教えたんですね。

それは今から何年ぐらい前ですか。

1989年ですので、もう18年ですね。

それ以来、フランス語学校の先生及び経営者として活動されてきたわけですね。

はい、そうです。

今回、石原都知事の発言、フランス語は数が数えられないと、あるいは国際語として失格しているという発言がありましたね。

ええ。

時期は平成16年10月19日。もう来月で3年になりますけれども、この発言を最初にあなたが知ったのは、いつ頃どこですか。

何月だったか、はっきり覚えてないんですけども、一応その頃、フランスから帰った頃、バカンスでフランスに行っていて、それで帰った頃に日仏学院に行ったら、そういう、先生の友達があるビラを、こういうビラが流れてるんですけども、それを知っていますかと聞かれて、それで見せてもらったんですね。それで、そのビラは都立大学の先生が書いたビラだったんですね。それで、その発言が書いてあったんですね。フランス語は計算のできない言葉と、国際的に失格しているという発言を初めて知ったんですね。

あなたが知ったのは、平成16年のことですか。

の10月か11月だったか、それははっきり覚えてないですけども、その頃だと思います。

この発言があるということを知って、あなたはどういうふうに感じましたか。

最初にそれを聞いたとき、非常にそれを民族的な差別だと感じました。

大変耐えがたいグロテスクな発言で、嫌悪感を覚えたということですね。ここまで不条理な発言はこれまで聞いたことがない。（本陳述は、通訳人南學眞由を介して行った。）

その後、あなたのほうで東京都知事に対して公開質問状というのを出したことがありますね。

はい。

これは、この裁判に甲第3号証として出しておるんですが、平成17年2月ですね。

はい。

この公開質問状を出そうと思ったのは、どういうお考えからですか。

さっきの話にちょっと戻るんですけれども、そのビラを日仏学院で見たんですけども、その後は東京都のホームページで確認したんですね、これが本当かどうか。それを確認するために一応アクセスして、それでその発言がありました。それで、その発言はほぼ1年ぐらい、ずっとそのホームページにあったんですね。

この裁判を起こした直後ぐらいまでありましたね。

ええ、そうですね。もう裁判を起こしてから2日か3日後になくなつたんですけども、それまでにずっとありました。それで、石原さんに公開質問状を送る理由は、まずその発言は本人にとってはどういう発言だったか、それは本当にそういうことを考えてらっしゃるかどうか、それを確認するために送ったんですね。それで、できるだけそれは、間違てる発言を、させるために送ったんですね。自分の発言は間違ってる発言だと、それを。

間違ってるということを認めて訂正してもらうということですね。

ええ、そういうことですね。

どういう意図でこういう発言をしたのかを知りたかったというのもあるんですね。

そうです、はい。

都知事のほうから何か返事は来ましたか。

いえ、何も来なかつたんですね。

甲17号証の新聞記事によると、石原都知事のほうはその後も記者会見などをし、例えばイギリスは12進法から10進法に直してゐるんだから、フランス語も數の数え方を変えたらどうかと。そうしないのはフランス政府が悪いんだから、フランス政府に文句を言ってくれと。そんなことを言つてゐるようですが、こういった被告の石原知事の対応については、どう思われてますか。

それは、そんなことをフランス政府に求めることは、大変にばかばかしいことだしグロテスクだし、大変なショックを受けました。すべての言語というものは尊敬されるべきものだし、それぞれが違つてゐるのは当然であります。フランス語が他の言語と違うことも含めて、認められるべきものだと思います。（本陳述は、通訳人南學眞由を介して行つた。）

先程の公開質問状には、90人ぐらいの賛同者が名前を連ねていただいたんですが、覚えてますよね。

はい。

これは、どれぐらいの期間でこれぐらいの90人以上の方が。

ほとんどすぐだったんですね。もうそれは、いろんな友達に、フランス語を教えてる、フランス語と関係ある友達に声をかけたら、すぐに集まつたんですね。

皆さん、あなたと同じ気持ちで名前を連ねてくれたんですね。

はい。

このような今回の都知事の発言があって、例えばフランス語学校を経営して
るあなたとして、生徒が減るんじゃないかとか思ったことはありますか。

ええ。そういう心配は当然にありました。一番最初にその発言を聞いて、
それはうちの学校に悪い影響を与えるんじゃないかと思ってたんですね。

そういう事情も、公開質問状や今回の裁判を起こした理由の1つですか。

ええ、そうですね。

この発言が原因で、あなたの経営してるフランス語学校をやめた人というの
がいるのかどうかは、分かりますか。

いや。その発言を知って、それでやめたかどうか、それは分かりません。
なぜかと言いますと、生徒さんがやめるときに余り理由を言わないでやめますので、
それで聞いても言わないので、それは分からない。
ただし、分かることは、2004年から2006年まで、うちの生徒
さんは20パーセントぐらい減ってるんですね。それは確かです。

大体何人ぐらい生徒さんがいたか、今お聞きして答えられますかね。200
3年は何人ですか。

2003年は大体、平均的に300人いたんですね。

1年間ですか。

1学期はそうなんですけれども、大体1200人ですね、1年間。

1年間で1200人。

はい。

2004年はどうですか。

1学期に大体260人になったので、900人前後。

年間で160人ぐらい減ったんですね。

そうですね、ええ。年間ですね。

裁判長

今300人と260人と。

そうですね。

原告ら代理人（新谷）

ですから、1学期で40人。

裁判長

それで4学期あって160人ということですか。

原告ら代理人（新谷）

そうですね。1年間で160人ぐらい減ったということですね。

そうですね、はい。そういうことです。

2005年はさらに減ったということはあるんですか。

それは2004年から2006年までですね。

この発言がきっかけで生徒さんが減ったかどうかは分からぬ。

確かに減りましたが、その発言のせいかどうか、それは言えません。

ただ、言えることは、フランス語にいい宣伝になりませんでした。それは確かに。

例えば何かエピソードがありますか。

それはもうフランス語を、そういう言葉ですから、もうカウントでのきない言葉で国際的に失格だという発言自体は、フランス語にはもちろんよくないことですね、それは当然に。ただ、それが、先程言ったように、それを聞いて、うちの生徒さんがその理由でやめたかどうか、それは分かりません。

この発言を聞いて、あなたの学校に行こうかなと思っていたのをやめた人がいるかどうかも、その辺も。

それも分かりません。

ただ、いるかもしれないということね。

それは確かに言えると思います。

今回の裁判を起こしたこと、あなた自身も新聞の取材を受けたりラジオに出たりしたんですよね。社会のリアクションはどうでしたか。

あんなにメディアに取り上げられたから、一応どんなにその発言はおかしいグロテスクな発言か、それで分かると思うんですね。そんな変な発言でなければ、テレビもラジオもジャーナリストもそんなに取り上げなかつたと思うんですね。そのぐらいですね。

あなたは新聞等で、日本語だって数を数えるのに単位がいろいろあって難しいとおっしゃってますよね。そういう単位が難しい日本語に20年以上つき合つてこられたわけですけれども、特に日本語を変えろとか、日本語はちょっと難しくてよくないとか、そんなお考えはありますか。

いや、それは、そうは思つてないんですね。それはもう言葉は人間と一緒にですね。人間のいいところと悪いところもあるし、それを変えようと思ったら、もう切りがないんですね。それはもう言葉そのものは大昔から存在してるものですから、それについて考える権利がまずあるかどうか、それについて私はよく分からんんですね。それで、フランス語の難しさといつても、それはどんな言葉でも、やっぱりはじめに習おうと思ったら難しいところはあるんですね、それは。でも、フランス語はそんなに難しい言葉でしたら、なぜフランス人がそんなに簡単に覚えられるんでしょうね。フランス人はみんな天才じゃないんですね、当然に。難しいと言えば難しいかも知れないけど、でも、そんなに。例えば日本人の方に日本語は難しいですかと聞いたら、難しいと言わないと思いますけどね。

この裁判を起こしたことに対しての社会的なあなたに対する反響、リアクションというのは、おおむね良好だったですか、それともこんな裁判を起こして何だという批判を受けたことはありますか。

いろんなリアクションがあったんですね。いろんな、いいリアクションも悪いリアクションもあったんですね。それはもういろんなメールも、侮辱のメールもありましたし、いろんな変な雑誌みたいなものを送られてきたし、いろいろあったんですね。

どんな侮辱のメールがありましたか。

石原さんは正しいですというか、フランスに帰れとか、何かそういういろんなのがあったんですね。あとは、刀みたいなものを写真に、そういう日本刀みたいな写真を送られてきたし。

日本刀を写した写真をあなたのところに送ってきた人がいるということですか。

はい、そうです。いろいろありました。

そういったナショナリズム的な、そういう反応というのがあったということですね。

そうですね、はい。

そういった反応をこの発言が引き起こしたことは間違いないということですか。

はい。

この裁判では損害賠償というのを1つ求めてるんですね。それとあとは、広告を出して事実が違っていたと、発言は事実ではなかったということを言ってほしいということを求めてますね。

ええ、そうです。

それから、謝ってほしいということも求めてますね。

そうですね、一応、ええ。

あなたとしては、特にどの点について裁判所に求めたいですか。

まずその発言はうそである、それはしてほしい、はっきりさせてほしいんですね。

謝ってほしいというよりも前に、事実ではないということをはっきり明らかにしてほしいと。

そうですね。謝ることは、それは本人の問題ですけれども、それでフランス語に対しては、その発言はうそだと、フランス語のことについてしなきやいけないんですね。それは本当に、その発言は間違ってる発言、それが第一だと思いますけどね。その後は、謝っても、それは本気で謝るかどうか、それはだれも分からないので。

都庁のホームページからは削除されたけれども、言った本人が事実ではなかったと言っていない以上、そういうた発言がまだ残ってると感じられるわけですね。

ええ、そうです。

最後に、裁判所に何か特に申し上げておきたいことがあつたら言ってもらえますか。

最初の発言のビデオは大体1年ぐらい、都庁のホームページにあったんですけども、その後、2005年9月16日から、また石原さんはフランス語を侮辱してるんです。それで何度も何度も言ったんですけども、それはきょうもここに来る前にチェックしましたが、まだあるんですね。フランスの水は飲めない水だ、それでフランスはいいかげんな国だという発言はまだ残ってるんですね。だから、どうすればいい。そういうことはいいのかなと、それを裁判官に言いたいんですけども。

原告ら代理人（酒井）

この発言をした人は、普通の人ではなくて東京都知事という立場にある人でしたね。

ええ、そうですね。

そのことについては、あなたは何か考えましたか。普通の人がこの発言をし

たら、こういう裁判を起こしましたか。

いや、それは起こさないですね、当然に。普通の人だったら、そんなに影響はないんですよね。公の場合、特に石原さんはカリスマ的な政治家ですね。だから、彼の言ってることは真実だと、何も考えずに石原さんが言つたらそれは正しいんだと思ってる方はものすごく多いと思いますよね。だから、それに対しては、私はやっぱり、許せない、そこまでいかないんですけども、やっぱり何かしないとダメだなと思ったんですね。

先程の話では、現に石原都知事の言うことは正しいんだというようなメールがあなたのところに来たということですね。

ええ、それは来ました。いっぱい来ました。

裁判官（松長）

あなたはフランス語の学校を経営されているということでよろしいですか。

・・・・・。

あなたは直接生徒さんと触れ合う機会というのは、あるんですか。

ありますよ、ええ。週に大体25時間ぐらい教えてますよね。

この石原都知事の発言があった後に、その生徒さんの反応というのは何かありましたか。

ありました。それは新聞でもテレビでも、そういう問題について分かった方も多いかったので、それについていろんな話をしたんですね。

具体的にどういう話をされましたか。

まずそれは本当かどうか分かりませんけれども、うちの生徒さんたちは私の味方だったんですね。なぜ石原さんはそんなことを言ってるんですかと、そういうことだったんですね、主に。あとは、個人的に石原さんのことは余り好きじゃない方もいたので、それは別にいいんですけども、とにかくその発言については、皆さんにおかしいなと思

ってたんですね。

恥ずかしながら私はそんなに母国語に対して特別な感情を持ったことはないのですが、あなたにとって母国語を批判される、フランス語を批判されるというのは、例えるならどういう痛みになるんですか。

フランス語っていう言葉だけではないんですね。言葉を、そのものと、それでそのものを使ってる人間のつながりというか、それは同じものですね。その言葉を侮辱しますと、当然にその言葉を使ってる人間を、イコール同じことになるんですね、当然に。それで、それについて事実であれば、まだそれはしょうがないところもあるんですけども、それは事実ではないんですね。全然事実ではないんですね。そのことを利用して、それで侮辱をすることは、それはよくないと思います。

以上